

サークル 規約

(名称)

第1条 この団体は、サークル(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、の学習を通じて技術の向上と会員相互のふれあいを図る。

(入会及び脱会)

第4条 入会及び脱会は、本人の申し出による。ただし、脱会は前もって会長に連絡すること。

(役員)

第5条 この会に、次のとおり役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 名

(3) 会計 名

(4) 事務局 名

(5) 顧問 名

(会費)

第6条 会費は、月額一人 円とし、毎月第1回目の学習会の時に納入する。ただし、顧問の会費についてはこれを徴収しない。

(道具)

第7条 教材は、各自負担とする。また、必要な道具は自分で持参する。

(総会)

第8条 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(会計)

第9条 予算及び決算は、総会で承認を得なければならない。

(補足)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会員の話し合いで定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。